明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（**内閣府**五四）　一
〔**府令・省令**〕
○道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令（**内閣府・国土交通**三）　二
〔省　令〕
○領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（**外務**一二）　三
○国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（**同**一三）　四
〔告　示〕
○盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則第四条第二項の規定に基づく告示（**国家公安委**三三）　五
○交通の方法に関する教則の一部を改正する件（**同**三四）　六
○道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件（**同**三五）　六
○広域緊急援助隊員の服制の一部を改正する件（**警察庁**一）　六
○銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失った件（**金融庁**一二二）　九
○信用金庫代理業者に係る信用金庫代理業の許可がその効力を失った件（**同**一二三）　一二
○ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針（**文部科学・厚生労働**二）　一四
○道路に関する件（**東北地方整備局**一八〇、一八一）　一四
○道路に関する件（**関東地方整備局**四二〇）　一五
○道路に関する件（**北陸地方整備局**一二七～一三〇）　一五
○道路に関する件（**近畿地方整備局**二五〇、二五一）　一五
○道路に関する件（**九州地方整備局**一四七、一四八）　一五
○道路に関する件（**北海道開発局**一五三、一五四）　一六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一六
特殊法人等
独立行政法人物質・材料研究機構、東日本高速道路株式会社高速道路の料金の額及び徴収期間の変更・高速道路工事一部完了、阪神高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更関係　一七
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達関係　一七
会社その他
会社決算公告　一八三

府令

○内閣府令第五十四号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第七十一条の五第二項及び第三項、第九十三条第三項、第九十七条第四項並びに第百十四条の六並びに道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第八条第二項の規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十二年十二月十七日

内閣総理大臣　菅　**直人**

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項の表普通二輪免許の項中「総排気量〇・一二五リットル以下の」を「総排気量については〇・一二五リットル以下、定格出力については一・〇〇キロワット以下の原動機を有する」に改める。

別記様式第五の二の二を次のように改める。